# 許 可 申 請 書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

静岡県知事様

住 所 申請者 氏 名 担 当 者 電話番号

別紙のとおり河川法第24条、第26条の許可を申請します。

(注)変更申請の場合は、「許可申請書」の横に「(変更)」と記入すること。

## (乙の4)

(工作物の新築・改築・除却)

- 1 河川の名称
- 2 目 的
- 3 場 所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
  - ※その他申請添付図書のとおり
- 6 工事の実施方法
- 7 工 期
- 8 占用数量
- 9 占用の期間

(注)

変更申請の場合は、変更前の内容を上段に朱書きで、変更しようとする内容を下段に黒字で記載すること。

#### 【添付書類】

※黄色 部分の書類等は必須。

## 1 新築等にかかる事業の計画の概要を記載した図書

工作物を当該場所に設置する理由を記した書面(申請理由書)や「事業概要」を記した書面を添付する。

## 2 位置図(縮尺5万分の1程度)

許可申請箇所を〇印で示し、「申請箇所」と朱書きすること。

## 3 工作物の新築又は改築にかかる土地の実測平面図

- ① 縮尺500分の1程度の書面とする。
- ② 申請位置の上、下流の流水、その他影響のあると思われる適当な区間とする。
- ③ 堤防、護岸、水制、寄洲の状況、流水の方向及び道路等必要な ものを図示し、申請工作物及び関連施設などについて平面的な外 形配置のわかる図面とする。
- ④ 河川区域、官民境界(以下「河川区域等」)を明示する。

#### 4 工作物の構造図

#### (1) 断面図

- ① 縦断面図(縮尺縦100分の1、横1000分の1程度)
- ② 横断面図 (縮尺縦100分の1、横100分の1程度)
- ③ 横断面図の間隔は50m以内とする。
- ④ 申請工作物と河床が河川管理区域との関係を知ることができる 図面とする。
- ⑤ 横断面図には、河川区域等を明示する。

#### (2) 構造図

- ① 縮尺100分の1以上とする。
- ② 申請工作物と河川横断の関係を知ることができる図面とする。
- ③ 堤体横過して設置する工作物など(樋門、樋管等)は工作物の 断面、水路の断面、流下勾配、敷高、計画高水位(HWL)などの数 値、改修計画定規断面との関連とを明示すること。

#### (3) 構造詳細図

- ① 縮尺50分の1以上とする。
- ② 必要箇所について記載する。

- ③ 申請工作物設置のため仮締切を必要とするものは、詳細図を添付すること。なお、仮締切工法 HWL の数値などを明示し掘削堤防との関係を併せて明示する。
- 5 工事の実施方法を記載した図書
- (1) 工作物の新築等にかかる工程表
- (2) 工事仕様書
- 6 占用する土地の面積計算書
  - ① 縮尺1000分の1以上とする。
  - ② 計算書を記入すること。
  - ③ 計算内訳は占用面積、作業面積別にする。
- 7 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築 等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工 作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を 行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込 みが十分であることを示す書面
- (1) 土地所有者の同意書又は契約書の写し
- (2) その他、権利を有する者(漁協、市公園担当課等)からの同意書 又は協議記録
- 8 新築等にかかる行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その 他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けているこ とを示す書面又は受ける見込みに関する書面
  - (1) 道路占用が必要な場合は、その許可書の写し(浜松市の場合)
- (2) 自然公園法の適用される場合はその許可書等の写し
- (3) 必要がある場合は、市町長の意見書
- 9 その他参考となるべき事項を記載した図書
- (1)土地台帳の写し(公図、登記事項証明書)
  - ① 公図は、縮尺1000分の1以上とする。
  - ② 申請位置を朱書きで明示すること。
  - ③ 河川区域等を明示すること。
- (2) 工作物の新築等にかかる場合で必要な都度添付すべき図書
  - ① 地質資料

- ② 注水行為にかかる浄化施設詳細書
- ③ 注水行為にかかる水質分析表
- ④ 構造物安定計算書
- ⑤ 工作物管理計画書
- (3)<mark>現況写真</mark>

写真に申請位置を朱書きで明示する。

(4) 変更許可申請の場合は、前回許可書の写し